

令和3年度第2回農業次世代人材投資事業（準備型）事業研修計画の公募について

一般社団法人岐阜県農畜産公社では、岐阜県での就農に強い意思を持つ青年に対して、岐阜県が認定した研修機関等での研修中に農業次世代人材投資事業（準備型）の資金の交付（年間最大150万円、最長2年間）を実施します。

この度、令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）の間に研修を開始する方を対象に、令和3年度第2回農業次世代人材投資事業（準備型）研修計画の公募を、令和3年11月8日（月）から11月15日（月）まで行います。研修計画の提出を希望される方は、次の点に注意して作成し、期限厳守のうえ提出してください。（詳細については、当公社のホームページに掲載している「[農業次世代人材投資事業（準備型）取扱要領](#)」[取扱要領](#)をご覧ください。）

1. 提出方法：岐阜県農業大学校、岐阜県立国際園芸アカデミー及び岐阜県就農支援センターで研修を受ける方はその機関を、県が認定した研修機関で研修を受ける方は、就農予定地の市町村農務関係担当課に提出してください。
2. 提出書類：下記の書類の提出をお願いします。
 - ①研修計画（別紙様式第1号）
 - ・ 所得証明書等（前年の世帯全体の所得）
 - 【添付書類】
 - ・ 教育機関・研修機関等概要書 別添1
 - ・ 受講する研修のカリキュラム
 - ・ 受講が認定されていることを証する書類
 - ・ 準備型研修機関の認定書の写し
 - ・ 誓約書 別添2
 - ・ 印鑑証明書（連帯保証人分）
 - ・ 住民票（世帯全員）
 - ・ 履歴書 別添3
 - ・ 農業研修に関する確認書 別添4
 - ・ 離職票の原本 別添5
 - ・ 確約書（親元就農する者） 別添6
 - ・ 傷害保険証書の写し 別添7
 - ・ 身分を証明する書類の写し（運転免許証写し又はパスポートの写し等）
 - ・ 親元研修理由書 別添9
 - ②個人情報の取扱について（別紙様式第2号）
 - ③研修状況報告書（別紙様式第6号）
 - 研修を開始して6ヵ月以上経過した者は必ず提出すること

3. 提出期日：令和3年11月8日（月）～令和3年11月15日（月）
「1. 提出方法」の該当機関へ令和3年11月15日（月）必着のこと。
4. 面接審査：令和3年12月17日（金）
（詳細は申請者に書簡で連絡します）
5. 研修計画の応募者要件
- (1) 就農予定年齢が49歳以下であり、農業経営者になることについて強い意欲を有していること
 - (2) 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと
 - (3) 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ① 岐阜県が認定した準備型における研修機関で研修を行うこと
 - ② 概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）の年間を通した研修をすること。
 - (4) 常勤の雇用契約を結んでいないこと
 - (5) 生活費の確保を目的とした国の他の事業（失業手当、生活保護等）の給付を受けていないこと
 - (6) 親元就農する場合は就農に当たって家族経営協定等により責任や役割を明確にすること
 - (7) 親元就農する場合は研修就農後5年以内に経営継承することを確約すること
 - (8) 研修終了後独立・自営就農する予定の場合は、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること
 - (9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること
 - (10) 研修を開始するまでに傷害保険に加入すること
- ※ 国の通知のよる交付対象者の考え方における交付対象者チェックリストによるチェック項目が全て○の者を新規採択することとする

6. 注意事項

研修計画の承認は、研修計画の内容及び申請者の面接審査の上、予算の範囲内で行います。研修計画の申請・受付をもって研修計画の承認・資金の交付対象とはならないということをご了承ください。

7. 問い合わせ先

ぎふアグリチャレンジ支援センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社内）
（岐阜県青年農業者等育成センター）

（TEL） 058-215-1550

（FAX） 058-276-1268

申請様式はコチラ→

[クリック](#)